

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人雲南市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条の規定に基づく評議員の報酬等の額、同第25条の規定に基づく役員の報酬等の額及び各種委員会の委員等の費用弁償の額及びその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 会長、副会長、常務理事、福祉圏域専任理事、理事、監事
- (2) 評議員 定款第6条に基づき置かれる者
- (3) 委員等 会長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員に定款第10条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 報酬の額が月額で定まっている役員が新たに就任した場合は、就任した月から支給し、退任した場合は、退任した月まで支給し、その計算方法は、社協職員給与規程に準ずる。
- 4 委員等について、会長が特に必要と認める者については、報酬を支給することができる。
- 5 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員及び本会常勤職員には、報酬は支給しないものとする。
- 6 副会長と福祉圏域専任理事を兼ねている場合においては、福祉圏域専任理事報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の理事の報酬総額は、年間700万円以内とする。

- 2 本会の監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 各々の役員の報酬額は、別表1「役員報酬額表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の評議員の報酬額は、別表2「評議員報酬額表」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員等が本会の職務のために旅行（市内での会議等を含む。以下同じ。）をしたときは、その旅行について、費用弁償を支給する。

- (1) 役員及び評議員の費用弁償は、本会職員旅費規程の例による。ただし、常務理事を除く役員が会長に代わって県内を旅行した場合は、旅行 1 日につき 3,000 円の日当を支給する。
- (2) 委員等の費用弁償は、日当とし、旅行 1 日につき 3,000 円とする。ただし、雲南省外に居住する委員等については、本会職員旅費規程の例により車賃を支給することができる。
- 2 常務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 第 1 項各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないことができる。

(報酬等の支給日)

第 6 条 会長、常務理事及び福祉圏域専任理事の報酬等は、毎月 23 日に支払うものとする。

- 2 報酬の額が日額で定まっている理事、監事及び評議員の報酬等は、翌月末日に支払うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、支給日については社協職員給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給することができるものとする。

(公表)

第 8 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(社会福祉法人雲南市社会福祉協議会役員報酬に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人雲南市社会福祉協議会役員報酬に関する規程は、廃止する。

(社会福祉法人雲南市社会福祉協議会役員、評議員等費用弁償に関する規程の廃止)

3 社会福祉法人雲南市社会福祉協議会役員、評議員等費用弁償に関する規程は、廃止する。

(社会福祉法人雲南市社会福祉協議会役員報酬に関する規程の特例に関する規程の一部改正)

4 社会福祉法人雲南市社会福祉協議会役員報酬に関する規程の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「役員報酬に関する規程第3条(別表第1)の規定にかかわらず代表理事(会長)」を「役員報酬及び役員等の費用弁償に関する規程第3条の規定にかかわらず会長」に改める。

5 この規程は、平成27年1月1日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から一部改正施行する。

別表1 「役員報酬額表」

役職名	報酬額 (円)
会長	月額 100,000 円
副会長	日額 5,000 円
常務理事	月額 250,000 円
福祉圏域専任理事	月額 30,000 円
理事	日額 5,000 円
監事	日額 5,000 円

別表2 「評議員報酬額表」

役職名	報酬額 (円)
評議員	日額 3,400 円